PFI事業の評価基準

※【】内の数字は各評価項目の配点

1. 項目別の評価

(1) 概算要求における個別事業評価【40】

Sの場合【40】 S以外 【 0】

(2) 財政面の創意工夫等【15】

外部資金の活用や受益者負担による整備等,財源の多様化等を通じた事業費又は施設整備費補助金等の縮減に繋がる創意工夫等【○4つ以上:15,○3つ:10,○2つ:5,○1つ以下:0】

- イ) 施設の複合化や複数事業の包括化 (施設整備費補助金以外を財源として整備する施設との複合化や, キャンパス内の複数事業を包括すること等による費用面の効率化)【○×】
- □) 維持管理運営業務の改善等(エネルギーマネジメントを含めること等による費用の縮減)【○×】
- ハ) 民間収益施設整備・運営の導入(本体事業と一体的に実施することにより相乗効果を発揮するとして、民間事業者の責任及び費用負担で実施する事業の導入及び当該事業を余剰地において利活用(定期借地権含む)することによる土地貸付料の収入等による費用の縮減)【○×】
- 二) 施設整備に係る費用のうち多様な財源の占める割合が1/3以上(競争的研究経費や,産学連携企業からの共同研究レンタルラボ施設利用料,一般企業からの奨学寄附金を活用した施設の整備等)【〇×】

(3) VFM[35]

- 1) 定量的評価【10】
 - ① 適切な諸条件に基づき算定したVFMが3.0%以上【10】
 - ② 適切な諸条件に基づき算定したVFMが1.0%以上3.0%未満【5】
 - ③ VFMが上記以外【 O】

※③に該当する場合は他項目の評価に関わらずC判定

2) 定性的評価【25】

- ① 民間事業者や金融機関等へのヒアリングを踏まえた事業内容等の充実(民間事業者へのインセンティブ付与を含む)【○3つ以上:5,○2つ:2,○1つ以下:0】
 - イ) ヒアリングや入札時における需要調査結果や現況調査結果の提示【〇×】
 - ロ) ヒアリングにおける優良な評価【○×】
 - ハ) **ヒアリングを踏まえた本体事業内容・条件(リスク分担除く)の設定**(ヒアリングを踏まえたVE提案範囲の設定や、スケジュールの設定等)【○×】
 - 二) **積極的な民間提案を促すための創意工夫**(民間収益施設整備・運営に係る情報開示や提案条件等の緩和・ 柔軟な取扱い、入札時の総合評価の重み付け等)【〇×】
- ② PFI事業を実施することによるサービスの質の向上【○4つ以上:15, ○3つ:10, ○2つ:5, ○1つ以下: 0】
 - イ) サービスの多様化や高度化等 (施設整備費補助金以外を財源として整備する施設との複合化や、キャンパス 内の複数事業を包括すること等によるサービスの質の向上)【○×】
 - □) 維持管理運営業務の改善等(本体事業の対象以外の施設の維持管理運営業務を事業に含めること等によるサービスの質の向上)【○×】
 - ハ) 民間収益施設運営の導入(本体事業と一体的に実施することにより相乗効果を発揮するとして、民間事業者 の責任及び費用負担で実施する事業等によるサービスの質の向上)【○×】
 - 二) イノベーション・コモンズ(共創拠点)の更なる展開に向けた取組等 (PFI事業の活用を通じて地域や企業等との連携も考慮した整備を実施することにより,本体事業や民間収益施設との相乗効果や,地域や企業等との相乗効果を発揮することに伴う,多様なステークホルダーの共創活動や教育研究活動の活性化等によるサービスの質の向上)【〇×】
 - ホ) その他【○×】(イ)~二)の内容と重複がなく,イ)~二)の内容と同等レベルのもの)
- ③ 事業の安定性の確保【5】
 - イ) 事業内容に適応したリスク移転の考え方とリスク分担の設定【2】
 - 口) 事業内容に応じたモニタリング項目の設定【2(収入が発生する事業内容を含まない場合は3)】
 - ハ) 需要調査等を踏まえた継続的・安定的な収入が見込まれる事業規模・範囲・内容の設定【1】※収入が

(4) 潜在するリスクの低減【5】

- ① 需要調査等の実施【2】
- ② 現況調査等の実施【2(改修工事を含まない場合は3)】
- ③ 設計図書等の保有【1】※改修工事を含む場合のみ評価

(5) 大学の基本構想及び事務体制【5】

- ① 基本構想等の策定【2】
- ② 学長・副学長をトップとする全学的責任体制及び事業実施体制の構築【3】
- ※「(4) 潜在するリスクの低減 | 又は「(5) 大学の基本構想及び事務体制 | のいずれかで0点の場合は他項目の評価に関わらずC判定
- ※ 公共施設等運営(コンセッション)方式を実施しようとする場合は、項目別の評価による最大100点に加え、更に以下の条件及び方法の通り加点する。

○加点となる条件

「(2)財政面の創意工夫等」または「(3)2)②PFI事業を実施することによるサービスの質の向上」のいずれかにおいて、コンセッション方式の導入による一定の効果が認められること。

〇加点の方法

- ・「(2)財政面の創意工夫等」及び「(3)2)②PFI事業を実施することによるサービスの質の向上」の両方において、コンセッション方式の導入による一定の効果が認められる場合、以下に基づき加点する。
 - ① 「(2) 財政面の創意工夫等」と「(3) 2) ② PFI事業を実施することによるサービスの質の向上」の両方において、〇が3つ以上【15】
 - ② 「(2) 財政面の創意工夫等」と「(3) 2) ② PFI事業を実施することによるサービスの質の向上」のいずれかにおいて、〇が3つ以上【10】
 - ③ 上記以外【5】
- ・「(2)財政面の創意工夫等」または「(3)2)②PFI事業を実施することによるサービスの質の向上」のいずれか一方のみにおいて、コンセッション方式の導入による一定の効果が認められる場合,以下に基づき加点する。
 - ① 「(2) 財政面の創意工夫等」と「(3) 2) ② PFI事業を実施することによるサービスの質の向上」のいずれかにおいて、〇が3つ以上【10】
 - ② 上記以外【5】

2. 総合評価

S判定 80点以上 A判定 70点以上

B判定 60点以上

C判定 上記以外